



## 一般事業主行動計画（第5回）

社員が家庭と仕事を両立することができ、全ての社員がその能力を十分に発揮できるよう、社員の働き方を見直し、柔軟な働き方が出来る職場環境に向けて検討を行うとともに、当社の事業及び取り組みを地域に紹介し、様々な職業に接する一つの機会を提供するため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2024年3月31日までの2年間

2. 内 容

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標①: 計画期間内に、男性社員が育児休業を1人以上取得する

<対策>

- 2022年04月～ 法改正内容を含め、育児休業制度の社内通知を実施
- 2022年04月～ 妊娠・出産(本人または配偶者)の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の実施
- 2022年04月～ 育児休業制度に関する相談窓口を設置し、全社員への周知を実施
- 2022年10月～ 産後パパ育休制度(出生時育児休業制度)の法改正対応、社内通知を実施
- 2022年10月～ 社内報等を活用した広報活動や個別の連絡など取得に向けた働きかけを実施

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標②: 総実労働時間を年間平均2,000H/人未満とする

<対策>

- 2022年04月～ ノー残業デーを周知し、時間外労働を削減する
- 2022年04月～ クォーター毎年次有給休暇の取得目標を定めて、全社員への周知を実施
- 2023年04月～ 既存業務をシステム化し、時間外労働を削減する
- 2023年04月～ 振替出勤制度の利用を徹底し、休日労働時間を削減する
- 2023年10月～ 定期会議等で年次有給休暇取得・総実労働時間の状況を共有し、管理者からフォロー実施

以 上